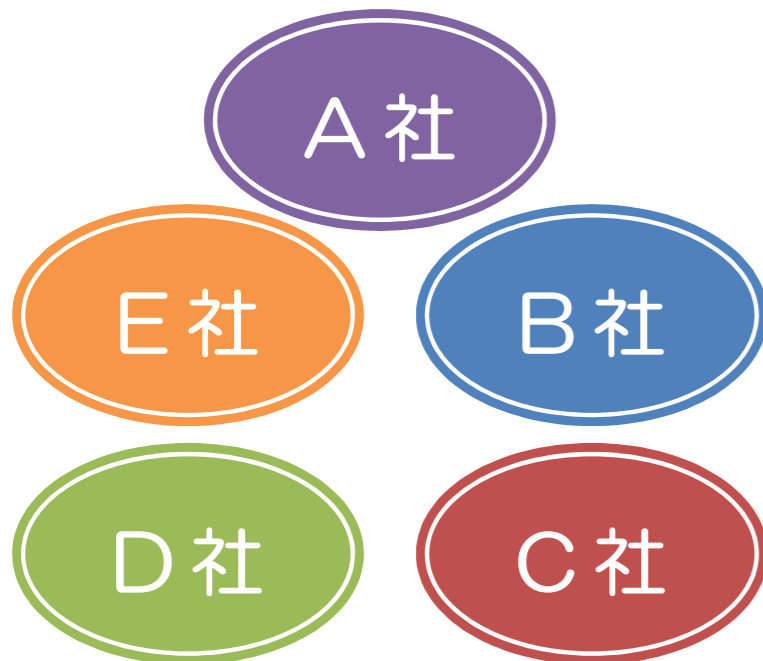


中小企業活路開拓調査・実現化事業

（「中小企業組合等活路開拓事業」、「展示会等出展・開催事業」、「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」）
3名以上の中小企業者が共同出資等する会社組織と構成員たる中小企業者の新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題等を改善するための取組みの考え方（例）

- ✓ 地域で機械部品製造業を営むA社～E社がありますが、各社は下請事業者であり、独自ブランドによる製品を有しておりません。
 - ✓ このたび、親会社より次期の発注単価を引き下げるとの通知があり、経営が一段と厳しくなることが予想されます。
 - ✓ そこで、独自ブランドの製品を開発しようと思いましたが、1社だけでは限界があるため、A社～E社の5社共同で製品を開発することとし、5社+業界に知見のある技術者Z氏にて共同で新会社（共同出資会社）のα社を設立することにしました。
- ※A社～E社の5社は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
※業界に知見のある技術者Z氏は個人（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者ではない）

《中小企業者》



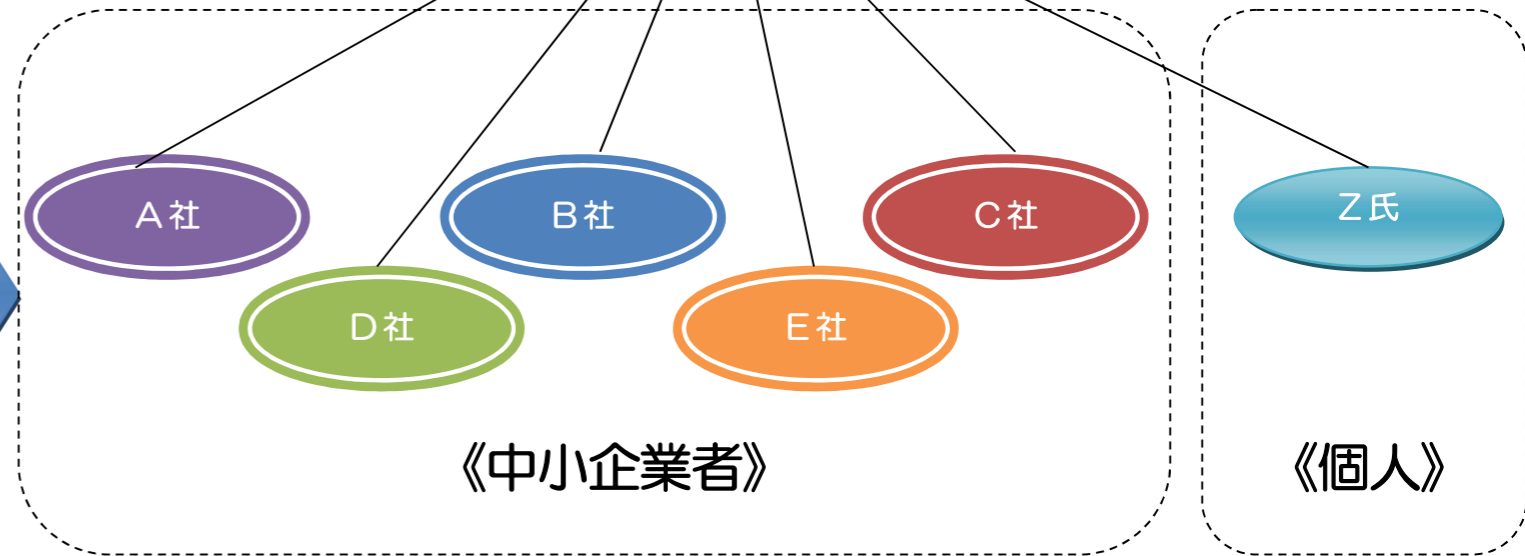
《個人》



共同出資会社 α社 = 申請者

(A社～E社の5社共同による新製品開発を目的とした会社)

A社～E社及びZ氏がそれぞれ出資



1. 3名以上の中小企業者が出資している必要があります。
 2. 平成30年1月1日現在、設立後、原則、1年以上経過している必要があります。
 3. 3名以上の中小企業者が出資等する中小企業者であって、その出資総額等の3分の2以上を中小企業者が出資等していること。
 4. 構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものであること。
- ※3. の具体的な考え方として、この例の場合は、「A社～E社の利益をその目的」とする必要があります。